

第1章 医療法

1 - (2) 診療所開設許可申請

1 事 案	医師、歯科医師でない者が診療所を開設する場合
2 根拠法令	法7条1項、則1条の14第1項
3 提出宛名	知事（保健所長経由）
4 提出部数	2部
5 添付書類	<p>(1) 医療従事者の免許証写*1（医師資格証の写しは不可）</p> <p>(2) 医師、歯科医師の履歴書</p> <p>(3) 管理者については臨床研修修了登録証（対象者のみ）の写*1・2</p> <p>(4) 敷地面積及び平面図（敷地面積がわかる求積図又は登記簿の写）</p> <p>(5) 敷地周囲の見取図（敷地がわかるもの及び位置図）</p> <p>(6) 建物の構造概要*3及び平面図*4</p> <p>(7)（開設者が県外法人の場合）定款（又は寄附行為）及び法人登記履歴事項全部証明書（写）</p> <p>(8)（開設者が地方公共団体の場合）条例</p> <hr/> <p>*1：原本照合 免許証原本を持参し保健所で原本照合を行うか、原本と相違ない旨・原本照合日・法人理事長等氏名を記載した免許の写しを提出する（一括証明可）。 ただし、開設者（代表者）と管理者が同一である場合は管理者医師のみ保健所で原本照合を行う。また、臨床研修修了登録証も保健所で原本照合を行う。</p> <p>*2：管理者要件 平成16年4月1日以降に医籍登録した医師、又は平成18年4月1日以降に歯科医籍登録した歯科医師が管理者となる場合。（臨床研修施設の臨床研修修了証は不可）</p> <p>*3：建物の構造概要 エックス線装置を備える場合は各装置の型式がわかるカタログ・仕様書・添付文書のいずれかを、また、則24条の2以外の装置を備える場合は遮蔽計算書を添付。</p> <p>*4：建物の平面図には、各室ごとに内法面積を記載する。</p>
6 事務処理	収受 - 起案 - 決裁 - 進達（許可後台帳作成）
7 手数料	県証紙 18,000円
8 審査要領	<p>(1) 申請書の誤記・記入もれ、添付書類の不備、手数料の過不足・不正使用はないか。</p> <p>(2) 診療科目は令3条の2、則1条の10等で認められた科目か。</p> <p>(3) 従業者の定員欄に記載された人員数と添付の免許証写数に相違ないか。 療養病床を有する診療所のうち、申請時点で医療従事者の採用数が標準数に満たない場合は、使用許可申請までに人員確保する旨の確約書（任意様式）が添付されていること。</p> <p>(4) 建物の構造は則16条の構造設備基準及び関係通知に適合しているか。</p> <p>(5) 病床種別ごとの病室数・病床数と総病床数は整合性が取れているか。</p> <p>(6) 医師（歯科医師を除く）が常時3名以上勤務する場合、専属の薬剤師を配置又は専属薬剤師免除申請が提出されているか（第1章6(4)参照）。</p>

- (7) 他の医療機関を管理している者が管理者となる場合は併せて兼任管理申請を行っているか。
(第1章6(2)参照)
- (8) 病床を設置する場合、併せて診療所病床設置許可申請又は診療所療養病床設置許可申請が提出されているか。ただし、現在は既存病床の基準超過で承継や法人化等による設置に限られる。(第1章4-(1)、4-(2)参照)

8 敷地の面積及び平面図		m ² (詳細は別添のとおり)				
9 敷地周囲の見取図		別添のとおり				
10 建物の構造概要及び平面図 (各棟・各階毎の主な用途および延床面積を記載すること)						
構造概要		用途			面積	
					m ²	
					m ²	
					m ²	
					m ²	
					m ²	
11 歯科医業を行う診療所にあつては、次に掲げる施設の構造設備概要						
(1) 歯科治療室						
室面積	給水・火気の設備	治療用椅子(ユニット)		備考		
m ²		台				
(2) 歯科技工室						
室面積	給水・火気の設備	防塵設備		その他の必要な設備		
m ²						
12 病室のある診療所については、病室ごとの患者収容定員及び構造概要						
病室 (患者収容定員 室 床)						
病床種別	室番号	階別	定員	病室の内法面積	1床あたり内法面積	備考
13 開設の予定年月日				年	月	日